

市民の皆様へ

札幌弁護士会の会員がタクシー運転手に対して暴行を加える、車内の器物を損壊するとの行為に及び、罰金刑の有罪判決を受けました。断じてあってはならないことであり、極めて遺憾というほかありません。被害を受けた運転手の方や会社様に、改めて衷心よりお見舞い申し上げます。また、市民の皆様にも、たいへん不快な思いをされたことと存じ上げ、深くお詫び申し上げます。

当会といたしましても、当会会員が有罪判決を受けたことを深刻に受け止め、信頼回復に向け、弁護士法の定めに従って厳正に対応する所存です。

平成29年12月5日

札幌弁護士会

会長 大川 哲也